

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和8年4月15日(水)
支出負担行為担当官
宮内庁長官官房主計課長 石谷 良男

1. 業務概要

- (1) 業務名 赤坂御苑(歴史的庭園)再整備調査検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、史資料の収集整理、庭園を造形する諸要素及び植栽の詳細な調査ならびに景観、地形等に関する調査を実施し、庭園の現状における課題を明らかにする。また課題に対処するために具体的な手立てや方法を導き、今後の庭園の整備・管理に関する計画の作成を委託するものである。
- (3) 履行期間 履行期間は、以下のとおり予定している。
契約の翌日から令和9年3月26日まで
- (4) その他
 - 1) 本業務は、資料提出等を紙にて行う業務である。

2. 参加資格

- (1) 技術提案書の提出者
 - 1) 基本的要件
 - ア) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ウ) 内閣府において、令和7・8年度に有効な競争参加地域が「関東」で、「土木関係コンサルタント業務」の「A、B又はC等級」の競争参加資格の認定を受けていること。
 - エ) 宮内庁長官官房主計課長から宮内庁における工事請負契約等に係る指名停止措置要領(平成13年12月4日付け宮内主発第189号)に基づく指名停止を受けていないこと。
 - オ) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配するもの又はこれに準ずるものとして、内閣府発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
 - 2) 資本関係又は人間関係
技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(業務説明書参照)
 - 3) 業務実績
次に掲げる条件を満たす同種又は類似業務の実績を有し、かつ、同種又は類似業務の実績を有する技術者を本業務に配置できること。
 - ア) 平成23年度以降に完了した業務

イ) 同種又は類似業務とは、以下に掲げるものとする。

同種業務：文化財保護法又は文化財保護条例に基づき国又は地方公共団体が指定した文化財庭園若しくは国民公園の保存管理計画業務（更新計画含む）、整備基本計画業務。

類似業務：上記以外の公園にて整備計画（更新計画含む）に関する検討を行った業務（同種業務を除く）。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力
- (3) 当該業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む。）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
継続教育取組実績、同種又は類似業務の実績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画その他
業務の理解度、実施手順及び工程計画の妥当性、その他代替案や重要事項の指摘
- (3) 特定テーマに関する技術提案
- (4) 企業のワークライフバランス等の推進に関する取組

5. 手続等

- (1) 担当部局（業務説明書の交付場所、参加表明書の提出場所、技術提案書の提出場所）

〒100-8111

東京都千代田区千代田1-1

宮内庁管理部管理課経理係

電話：03-3213-1111（内線3468又は3477）

- (2) 説明書の交付期間等

交付期間：令和8年4月15日（水）から令和8年5月1日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの間を除く。

資料交付希望の場合は、事前に5.（1）へ連絡すること。

交付方法：交付資料は、全て貸与とする。

交付を求める際は、内閣府における競争参加資格審査結果通知書の写しを提出すること。

なお、交付資料は、その目的が無くなった時には、交付場所へ返却（郵送可）すること。

- (3) 参加表明書の提出期限等

提出期限：令和8年5月1日（金）午後5時。

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。

- (4) 技術提案書の提出期間等

提出期間：技術提案書提出者選定の通知を受けた日から令和8年6月8日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前10時から午後5時まで。ただ

し、正午から午後 1 時までの間を除く。

提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）とする。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 納付。契約の相手方として特定された者は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。
- (3) 契約書作成の要否 要。
- (4) 関連業務を随意契約する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1) に同じ。
- (6) 参加資格の認定
2. (1) 1) ウ) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も 5. (3) により参加表明書を提出することができるが、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) その他 詳細は業務説明書による。